

平成 21 年 12 月 7 日

投信目論見書制度の見直しに関する意見

良質な金融商品を育てる会
(通称：フォスター・フォーラム)

今回の改正案は、全体としては、わが国の交付目論見書を、利用者視点からの改革という点で先行してきた米国やEUの目論見書に近づけるものとして、評価できると思います。以下、今回の改正案について、(1)評価できる点と(2)課題として残されていると考える点を述べます。

なお、この度の意見募集に関して、改正案の公表のみでは、一般の投資家にはどのような制度の見直しが行われようとしているのかを正しく理解することは難しく、適切な評価ができない可能性があるかと懸念しております。意見募集のホームページ上で制度見直しの趣旨をもう少し丁寧にご説明いただくと同時に、日本投資信託協会(以下、投信協会)がすでに作成済みの新しい交付目論見書の案を併せて公表いただく必要があったと感じていることも、申し添えます。

(1) 評価できる点

- 今回の改正案では、投資信託の交付目論見書専用の様式(25号様式・25号の2様式、以下25号様式と省略)が新設されています。これは、主に投資経験の浅い投資家が購入する投資商品であるという、投資信託に固有の特性を考慮したものであり、読みやすい交付目論見書の実現に一定の効果をもたらすことが期待できます。
- 25号様式では、基本情報として記載すべき項目と記載の順序が規定されていますが、これにより、投信会社によって表示方法が様々であったために難しかったファンド間比較が容易になり、投資家の適切な商品選択が促進されると考えます。
- 基本情報として記載が求められている情報の項目はいずれも、投資信託への投資判断に必要な不可欠なものです。中でも、「投信会社(外国投信においては管理会社)等の情報」と「運用実績」の記載が義務づけられた点は、評価します。投信会社が登録制に移行したことに鑑みると、投資を託すことができる事業者かどうかを判断するための情報として、この二つが不可欠であると考えます。

(2) 課題として残されていると考える点

4号様式に記載すべき項目の一層の充実

- 交付目論見書に記載すべき情報の項目は拡充されましたが、問題はその内容です。交

付目論見書に記載される情報は有価証券届出書および請求目論見書（４号様式）に記載すべき情報に限られることになるため、基本となる４号様式に記載すべき情報項目については、今後も、投資家の意見を広く聴き、一層の拡充が必要と考えます。例えば、投信会社に関する情報や、運用者に関する情報、リスクに関する情報、運用実績に関する情報などは一層の充実が必要です。

2 5号書面の記載上の注意ならびに投信協会の役割の明確化等

- 今回の改正案では「記載上の注意」が示され、「投資家がファンドの内容を容易に、かつ、正確に理解できるよう、簡潔に、かつ、分かりやすく記載すること」等、心得的な規定が投信会社に対して示されています。このような規制のあり方については、明確性に欠けるという点で懸念がないわけではありません。とはいえ、法令によって細目を規定するという方法は、事業者がコンプライアンスを重視する余りに投資家の理解を二の次にしてしまうという状況をもたらし、必ずしも投資家保護につながるわけではないということを、私ども投資家は学習しています。形式よりも実質を実現するための新しい試みとして、効果を見守りたいと思料します。
- 今回の改正案では、交付目論見書のあるべき大枠が示され、それをどう具体化するかは、業界の自主規制団体である投信協会が決める自主ルールに委ねられることとなります。意見交換会の折に投信協会より提示された新しい交付目論見書案は、従来のものと比べてはるかに読みやすいものとなったと評価しますが、まだまだ改善の余地があるとも感じます。特に投信会社や運用者に関する情報については、開示を望まない会員会社も少なくないと推察されますが、投信会社にとって都合の悪い情報の開示が回避されるようなことはあってはなりません。投信協会は、認定金融商品取引業協会であり、自主規制団体としての役割を担うことが期待されている業界団体です。投信協会にそのような地位が与えられているのは、ひとえに投資家保護の実現のためであり、投信協会には、目論見書改革を継続されることを望むとともに、広く投資家の意見を聴き、投資家のための運営が行われているかどうかをチェックできるような体制づくりが法律によって義務づけられる必要があると考えます。
- 今回の改正案が実施されると、契約締結前書面を交付目論見書の巻頭に綴じこんで投資家に交付するという方法が改められ、同書面に記載すべき重要事項については、該当項目においてそれぞれ記載されるという方法が採られることとなります。記載方法等について自主ルールを定める役割を担われる投信協会においては、契約締結前書面の制度が設けられた趣旨を没却することなく、会員に対し、これら重要事項を適切かつ明確な方法で記載するよう指導されることを強く望みます。

運用報告書の見直し

- 運用報告書については、投資家目線に立った見直しはほとんど行われてきておりません。運用報告書は、投資信託を購入した投資家(受益者)にとって、目論見書に提示された通りに運用が行われたかどうかを確認するために不可欠な書類であり、交付目論

見書との一致が望めます。運用報告書についても、その内容及び表示方法の見直しを行う必要があると考えます。

良質な金融商品を育てる会；高橋伸子(代表)、永沢裕美子
丹野美絵子、石川由美子

(本件の連絡先) 事務局長 永沢裕美子

電話番号：03 - 3404 - 1210

E-mail: yumiko.nagasawa@nagasawa-law.gr.jp